

群馬県電気機械器具製造業最低工賃 改正額

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及び芯線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2 芯で、かつ、6 センチメートル以上の長さのもの	1 本につき 5 円 00 銭
	チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6 センチメートル以上の長さのもの	1 端につき 1 円 36 銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みのもの)	直径が 1.6 ミリメートル未満で、長さが 6 ミリメートル未満、かつ、円筒形のもの	100 個につき 35 銭
コネクタ	差し (コネクタの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2 ピン以上 10 ピン以下のもの	1 ピンにつき 61 銭
コイル	仕上げ (下巻テープを 1 回巻き、リード線 2 本をはんだ付けし、かつ、外装テープを 1 回巻くものに限る。)		1 個につき 13 円 31 銭

効力発生の日 令和 7 年 7 月 17 日